

公 表 第 1 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市議会議長、久留米市選挙管理委員会委員長、久留米市公平委員会委員長及び久留米市田主丸財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年9月9日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：環境部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査	審議会等事務 附属機関の委員が交代する際に、前任者の解嘱の手続きが行われずに後任者の委嘱が行われているものがある。	直ちに前任者の解嘱の手続きを行いました。以降は適正な事務処理を行っております。
指摘事項	財務監査	給油チケット管理事務 燃料給油チケット（ガソリン券）については、統制の仕組みとして、チケットの使用者とは別の職員が交付を行うこととされているが、使用者と交付者が同一人物になっているものがある。	直ちに是正いたしました。 以降は交付者を特定の職員（監督職）に定めたいので、交付者と使用者を別の職員とし、適正な事務処理を行っております。
意見	事務監査	ごみ中間処理施設南北2か所のうち、上津クリーンセンターは稼働から27年が経過し、老朽化が懸念される。早急に建替計画を策定する必要がある。 次期計画の策定に当たっては、「久留米・城島・三潁」「田主丸」「北野」の3地域で異なるごみ分別・処理方法及びごみ処理手数料の統一や、将来のごみ処理量などを見据え策定する必要がある。 建替には、市民及び関係市町の理解と協力が不可欠であることから、早急に方針を策定し、丁寧かつ計画的に整備を進めていくことを望む。	次期上津クリーンセンターについては、令和10年度の新施設稼働を目標とし、現在の上津クリーンセンター施設西側を活用して、施設更新する方針を定めました。 今後、市全体のごみ処理量予測を踏まえた施設規模等（処理能力、処理方式等）の検討を行い、基本計画として取りまとめるなど、計画的な施設整備に努めていきます。